

生産性向上整備投資促進税制について

当センターの業務運営については、大変お世話になっております。

ご案内のとおり、質の高い設備投資の促進を図るため「生産性向上整備投資促進税制」が設置され、平成26年1月20日から施行されております。

この税制は一定の条件を備えた機械・装置等を購入する場合、そのユーザーが機械・装置について即時償却又は5%の税額控除等の処置が受けられる内容となっております。この税制は機械装置を販売するメーカーにとって販売促進が期待できるものであると考えております。

なお、当センターはユーザーがこの税制により減税を受ける場合に必要となる証明書（この税制が適用できる機械・装置であることの証明）の発行者となっておりますので、証明発行について当センターをご利用頂きますようお願い申し上げます。

この税制の内容及び証明書発行料金は下記のとおりでありますので宜しくお願い致します。

記

1. 組合員	1, 000円
2. 組合員以外	4, 000円